

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年2月17日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成29年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第2号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業に係る勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員)

第2条 条例第2条第3号ア（ウ）の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日の日数が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であって1年間の勤務日の日数が121日以上であるものとする。

(子の1歳到達日後に育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)

第3条 条例第2条の3第3号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 非常勤職員が養育する1歳から1歳6か月に達するまでの子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場

合

(2) 常態として前号の子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定の者が次のいずれかに該当する場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該子を養育することが困難となった場合

ウ 当該子と別居することとなった場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

（育児休業等計画書）

第4条 条例第3条第5号及び第11条第6号に規定する子を養育するための計画は、育児休業等計画書により行うものとする。

（育児休業の承認の請求手続）

第5条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により、条例第3条第8号に掲げる事情に該当して当該請求をする場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月（条例第2条の3第3号に掲げる場合にあつては、2週間）前までに行うものとする。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必

要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が条例第3条第8号に掲げる事情に該当して当該請求をした場合は、この限りでない。

(育児休業期間の延長の請求手続)

第6条 前条第1項及び第2項本文の規定は、育児休業期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第7条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞無く、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

2 前項の届出は、養育状況変更届により行うものとする。

3 第5条第2項本文の規定は、第1項の届出について準用する。

(育児休業をしている職員の職務復帰)

第8条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき、又は育児休業の承認が取り消されたとき(条例第5条に掲げる事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。)は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(育児休業等に係る書面の交付)

第9条 任命権者は、次に掲げる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付しなければならない。

- (1) 職員の育児休業又は育児短時間勤務を承認する場合
- (2) 職員の育児休業又は育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合
- (4) 育児休業又は育児短時間勤務の承認を取り消す場合

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第10条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務

承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

2 第5条第2項本文の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第11条 第7条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

(部分休業に係る勤務日の日数及び勤務時間を考慮して定める非常勤職員)

第12条 条例第19条第2号イの規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日の日数が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であって1年間の勤務日の日数が121日以上であるもの(1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものに限る。)とする。

(部分休業の承認の請求手続)

第13条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書により行うものとする。

2 第5条第2項本文の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第14条 第7条の規定は、部分休業について準用する。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 公布の日から平成29年3月31日までの間は、第3条第2号中、「第6条の4第2号」とあるのは、「第6条の4第1項」とし、「養子縁組里親」とあるのは「里親であって養子縁組によって養親となることを希望

している者」とし、「同条第1号」とあるのは、「同条第2項」とする。